

これまでの議論の整理

特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳の整備等の制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進することを目的として、第 1 回～第 3 回浄化槽法施行状況点検検討会（以下「検討会」という。）で行った議論を整理した。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について

以下6点の論点に対し、検討会での主なご意見を整理した。「主なご意見」に記載のご意見は、検討会の議事録から抜粋している。また、下記の論点に分類されないご意見・ご要望は、「(7)その他ご意見・ご要望」に整理している。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。
- (2) 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- (3) 11 条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- (4) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。
- (5) 特定既存単独処理浄化槽の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- (6) 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独への対応を進める必要があるのではないか。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換につなげていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見

＜特定既存単独処理浄化槽の判定に関するご意見＞

- 判断基準について曖昧な部分があると思われる。「定量的な基準により一律に判断することにはなじまない」と記載されているので、例に挙げた、漏水、隔壁の脱落、散水樋の破損等、具体的な項目が挙げられてはいるが、最初に「一律に判断することにはなじまない」とされているので、判断する側としては非常に悩ましい部分である。（第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会）

- 「特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判断されるべきもの」と記載されていて、判定の具体化をしてもらえると実際に判断する我々都道府県の職員としてもありがたい。(第2回・山梨県)
- 保守点検、法定検査のデータ等もあると思うが、基準・規格をもっと分かりやすいものに、しかも法定検査にある程度リンクした形で見直しをしたほうがいい。(第3回・古市委員)
- 周辺環境への影響の判定項目に井戸の設置状況があり、こちらは令和3年2月付の環境省からの指針に基づいて井戸の設置状況について条件に入れているが、半径何 m に生活用の井戸があればこれに該当するのかといった判断に苦慮している。(第2回・山梨県)
- 特定既存判定の範囲を広げ点検時の調整等(生物膜や活性汚泥の異常、薬筒の固定、残留塩素濃度などの調整)で改善が図れるものも該当するとなると点検業者への風当たりが強くなることが懸念される。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 軽微な補修などで改善できるものも特定既存単独に判定されると「特定」である意味合いが薄れるのではないか。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)

＜特定既存単独判定後の措置に関する意見＞

- 何かいろいろな基準を明確化したり定量化したりしても、こうやってこうなったら必ずこうしろというふうに法律に書いていない限りはできないと、なかなか心理的なハードルがあるように見受けられた。(中略)判定すること自身はもっとハードルを下げていろいろなものを判定して、そこから助言はするし指導はするが勧告するところまで行くかどうかは浄化槽管理者とのやり取りであるというほうが、進めやすいかもしれないと思った。(第1回・蛭江委員)
- 例えば漏水やそういうことで特定既存単独だとするとしたときに、片方で修繕をした場合にそれをどう扱うかということを入れたすと、非常に曖昧になってくると思う。どこでどう区切るかは別として、ある程度厳しい判断基準を求めたらそれに従うとすべきである。修繕や改善すればよくなるというところまでは許容しないというものの見方をしないと、難しいのではないか。(第2回・河村委員)
- やはりかなりの修理を要するような場合、たとえば何度も壊れているなど、それはもう建築基準法という大規模修繕に当たり、現行法に適合しなければいけないという形で転換を図ってもらおう。そこは、一定の基準をつくって従わせてもいいのではないかという気が個人的にする(第2回・嶋田委員)
- 不具合が改善される余地がないとか、そのほかにも改善の意思が見られない、あとは今話が出たように修理も何回までとか、そういうものを盛り込みながら指定できる方向で検討できたらいいと思っている。(第2回・成田委員)
- 対処療法的なものだけではなくて、予防的な考え方を入れたほうがいいと思う。(第2回・河村委員)
- 補修もよいという法令があるので、補修をしたことによって漏水が収まれば一応クリアという形にはなると思う。特に単独処理浄化槽の場合は設置年月日も相当以前にわたっているもので、耐用年数をもし30年を基本にすれば超えている割合が圧倒的に高いし、私もそうだができるだけFRP浄化槽というか浄化槽の耐用年数を伸ばす方向で今まで自分自身も議論してきたので、30年ではない50年だというと、なかなかそれがやや逆行する可能性も踏まえる。(第2回・小川座長)
- 経済的な理由で早期に対応できない場合にどういった方針で指導していけばいいのか記載してもらえる

とありがたい。(第2回・山梨県)

- お金が出るからといって合併処理浄化槽に移行する方が増えるかというと、高齢化も進んでいく中、なかなか難しいと思っている。先々の話だが、10年後、20年後には単独処理浄化槽は使えないという大きな方針が示されれば、浄化槽管理者の考えも違ってきたり、行政としても指導しやすくなるのではないかとと思う(第3回・齋藤委員)

(2) 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見

- 漏水をもって認定すること自体はよいと思うが、逆に補修で終わってしまうとなると、私の認識ではそもそも問題としては単独処理浄化槽ではなくて合併処理浄化槽に転換していくことが本来のあるべき姿なのに、そこでとどまってしまうような感じがある。そうならないように考えていかなければいけない。地域に管理を任せて個人ではなく地域で管理する、あるいは、田川市で行われているように、行政が公的に管理するなど、抜本的なあり方も考えていかないとこの問題は解決しにくいのだろうという感じがしている。(第1回・嶋田委員)
- 現場サイドに言わせると、特定既存単独処理浄化槽を指定することによっていろいろなリスクが管理者に生まれるので、判定することが一検査機関としてはなかなか難しいところがあるのかもしれない。(第1回・成田委員)
- ただ一方で、単独を減らさなければいけないということがまず主目的にある。いいのだということではなくて、全体としてはまずは単独処理浄化槽をいかに減らすかということに対してのいろいろな措置の一環として、この特定化がある。そこところは共通の認識を持ってほしいというのは私の願いでもある。(小川座長)
- 特に漏水に関しては、先ほどのヒアリングのところでも即特定既存単独処理浄化槽の判定に至るという説明もあったように、漏水については明らかに環境に対する影響も課題なので、当然厳しい措置という形になると思う。(第2回・小川座長)
- 例えば「重大な支障が生じるおそれがある」という法令文があるのでこれに沿うとして、保守点検をしていない、清掃していないものが単独処理浄化槽で40%、50%ある。これは当然おそれがあり、漏水なんて当たり前の話で重大な支障を生じるおそれがある。それを判定して、指導勧告することは当たり前の話だと思う。(第1回・酒谷委員)
- 当然漏水ははっきりしたほうがいいと思う。この基準は絶対につくったほうがいい。(第2回・田村委員)
- 我々は単独処理浄化槽を多数見ているが、漏水については確実に環境に重大な支障を来していると判断しており、厳格な対応は不可欠であると判断している。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
- あくまでも一例だが、漏水が確認されたものは全て特定既存単独処理と判定するというふうな簡単な指針にしてしまって、結局はその後はどうやって指導するかというところを見せる必要があると感じている。(第2回・長野県)

- 「浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして」ということで、先ほど 5m、30m の井戸との距離の話があったが、過去にある都道府県の保育園で結構な人が亡くなったということが、今から 35 年ほど前にあって社会問題になった事件があった。それを考えると、やはりこれは必要ではなかろうかと。起きた後では遅いという意味で、必要ではないだろうかと考えている。(第 2 回・古市委員)

(3) 11 条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定(もしくはその可能性)を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか
上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見
● 全部一緒にすることは難しいと思うが、<u>重要な要素と考えられるところについては全国で一律の部分を残しつつ、それにプラスアルファで行っていけばいいのではないかと</u>思っている。(第 2 回・古市委員) ● 単独処理浄化槽の <u>11 条の受検率が例えば 10% のようなところの中で、そこだけ特定既存単独処理浄化槽だと指導することに対する公平感から指導しにくいところが、実体的なハードル</u>になっているのではないかと。(第 1 回・山崎委員) ● <u>一番は法定検査の結果が、こちらはしっかりとした専門的な知識がある方で行っている中でというのがある</u>ので、そこが基準になるのであれば一番それがいいと思う。<u>ただ、判定という行為自体にどこまで重きを置くかというところがあるので、全体的な話は難しいが、判定するのであれば法定検査を基にすることが一番全国的な共通展開でいけると</u>思っている。(第 2 回・長野県) ● <u>検査結果報告書への特定既存単独処理浄化槽判定可能性の記述を行うことも、不適正な既存単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効</u>であると考え。ただし、指定検査機関の全国での統一した判断基準が定められていないように感じる。自治体との強固な連携強化が求められる。(第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

(4) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見
● <u>やはり指定検査機関と県が非常に密接にリンクされていて、指定検査機関が検査した結果をうまく行政が生かすという密の関係がある。その結果として、鹿児島県では特定既存単独処理浄化槽が 211 基が進んだ、他県では進まなかった最大の要因ではないか</u>と思う。(第 1 回・小川座長) ● 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の仕組みを機能させていくためには、指定検査機関や業界団体の協力がとても大事だと思っている。ただ、先程も申し上げたが、それと同時に、<u>市町村及び都道府県の体制がしっかりとできない限りは、結局いろいろな検査報告を受けても具体的な行政的対応は十分できないのではないかと</u>。(第 1 回・嶋田委員) ● 適用件数が増えた際、<u>行政が問い合わせ等に対して判定の根拠や除却・補修が必要であることを十分に説明できないと業界側へ苦情が来ることが懸念される</u>。(第 3 回・全国一般廃棄物環境整備協同組合)

主なご意見
連合会) ● 特定既存単独処理浄化槽の認定に際しての判断手順の問題とは別に、改めて、自治体の実施体制には十分な注意を払っていただきたい。業務増加に伴う人件費が交付税にきちんと算定されているのかどうかも気になるところである。自治体の実施体制が不十分では、法目的の達成はままならないので、強調しておきたい。(第2回・嶋田委員) ● 運用の統一化がされているのかどうか、全国的な統一感をもって運用するべきという書き方をしたが、地域によっての差が生じては不公平感がある。これも第1回、第2回でも「不公平感」というワードが出てくるが、これを払拭することによって運用促進がされるのではないか。その運用促進をするためには、行政機関の連携、法定協議会の連携、指定検査機関の連携、業界団体の連携、そして各分野の全てが連携することによって、共有したデータを基に運用体制がしっかりと構築できるのではないかと保守点検の業界では考えている。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
● 第11条第2項では「相当の期限を定めて改善がなされないと認めるとき」には勧告できとなっているが、その「相当の期限」とはどのくらいというのがはっきりしないと勧告まで行きにくい。(中略)そうなってくると、恐らく行政指導を繰り返すということになりがちになってくる。行政指導が有効に働くかどうかは、一つには、執行体制次第である。(中略)人員が非常に厳しい中で丁寧な行政指導は恐らくできない。結局は放置状態になってしまうのではないかと危惧する次第である。(第1回・嶋田委員) ● 保守点検事業者の差異に関わらず、判定後の改善進捗状況の自治体への報告手法並びにルール の確立が必要である。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会) ● 特定既存単独処理浄化槽という名前が出てきているが、漏水などの話はずっと以前からあった。ただ、たまたまこういう形で悪質のものをそのままにしていたというのであれば、委員からあったように、例えば指定されたら市町村が面倒を見る、市町村設置ですというようなことをしていかないと、この意味自体もなくなるのではないかと個人的には思う。(第3回・全国環境整備事業協同組合連合会)
● 実際に立入検査を行うときに、部会のほうで業者や指定検査機関も一緒に参加してもらっているが、行政だけでもし行うことになると判定を行うための勉強会などが必要になるのではないかと考えている。(第2回・鳥取県) ● 財団法人日本環境整備教育センターで認定に対する、単独処理浄化槽に対するカリキュラムをつくっていただいて、1日でも2日でも全国の検査員が研修をして、そのノウハウをもって検査員が清掃業者の意見を聞き、その上で現地を確認して、特定既存単独処理浄化槽であるという認定をして、あくまでも市民に理解を得ながら進める姿勢が必要ではないか。(第3回・一般社団法人日本環境保全協会)

- (5) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見
● 単独転換のときだけの財政措置ではなくてそれ以降に、しっかりと施工する、さらにはしっかりと点検、清掃、検査も受けるといったことも条件づけることが当然ながら必要だと思う。(第2回・小川座長)

- 補修は経済的インセンティブの対象にはせず、除却や合併処理浄化槽への転換などへの経済的インセンティブとして限定したほうがいいのではないかと思う。もう一つは、マイナスの方向での経済的インセンティブを考えても良いのではないか。(後略)(第2回・嶋田委員)
- もともとこの仕組みは空き家法を参考に行っているものと思われるが、あちらの場合は、特定空き家に認定されてしまうと固定資産税が数倍になってしまうなど、かなり経済的なインセンティブが働くことになるので、実効性が期待できる。しかし、浄化槽法の場合、そういうインセンティブが十分に組み込まれていないのではないかと思う。(第1回・嶋田委員)
- この特定既存単独処理浄化槽はどうしても浄化槽が個人財産であるがゆえに、やはりお客様の懐具合が当然かかってきて、単独転換をするときの先ほどから話が出ている費用の捻出に関して、県民の不公平感をどういうふうにとっていくのかということで、そこも少し考えていったほうがいい。法定検査を受けていない人たちは怒られないのに、何で真面目に受けている私たちが怒られるのかという議論が先ほどの話の議会の中でも出てきた。(第2回・田村委員)
- 単独処理浄化槽であろうとも修理しながら使ってきているという市民に対しては評価すべきではないか。一口に、単独処理浄化槽だからこうしなければならないということも分からないではないが、一定の条件をつけるべきではないか。例えば、何年以内に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える場合においては、国、市町村が何らかの形で支援、協力をするといった負担軽減の措置があつて初めて、その期間内でできないものについては国、地方行政の監督権をもって強制的に除去するというやり方を、2段階構え、3段階構えで考えてやっていく必要があるのではないか。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
- 補助金を設けることで、逆に補助金がもらえるまで必要な修理等がなされず、ほったらかしにされてしまう、特定既存単独処理浄化槽と判定されてから補助金をもらって修理するというような世界にはならないほうがいいかと思う。(第2回・嶋田委員)
- 我々の福岡県田川市では個人設置の浄化槽に対して財政支援の上乗せや、公的管理を進めていくことで設置基数を伸ばしている実績がある。(中略)指摘、指導、改善の命令を出す以上はその後の措置までを整備していかないとなかなか出づらい。(中略)長野県の説明であつたが、財政措置の拡充についてはやはり必要ではないかと考えている。(第2回・廣末委員)
- 特定既存単独処理浄化槽が下水道整備区域にある場合が結構多くて、単独処理浄化槽が特定既存単独処理浄化槽に判定された場合に下水道への接続になる。そのときは合併転換などできないので、接続の勧奨しかできないというところで、費用面を理由に公共下水への接続を拒んでいる管理者にどう対応するかが問題になっている。(第2回・鳥取県)
- 経済的な理由で修繕や単独から合併への入替えなど早期の改善が難しい事案が多いと感じている。補助金制度の案内等もするが、やはり高齢の方だとあと何年住むか分からないしこのままでもいいというふうになってしまい、なかなか進んでいない状況がある。(第2回・山梨県)
- 岐阜県でも、通常、漏水修理が行われるが、単独処理浄化槽は漏水については7～10万円程度の費用で修理が行われる。それに対して合併の入替えは150万円程度かかる中で補助金は80万円で、住民の自己負担が70万円ほどかかる。当然、安い修理のほうに流れてしまい、これでは単独から合併への転換が進まないという実態があり得るのではないかと考えている。(第3回・全国環境整備事業協同

組合連合会)

- 撤去して合併処理浄化槽に替える費用負担について何らかの形で軽減することが考えられないかという思いがある。(中略) 本当に撤去しようとするのであれば、金銭的なことが高齢者にとっては一番負担なので、それを真剣に考えて議論していく必要性があるのではないか。(第 3 回・一般社団法人日本環境保全協会)
- 改善への助成制度の拡充を検討する必要もあり、助成に当たっては、法定検査の受検状況、保守点検実施状況、清掃実施状況等の、浄化槽管理者による取組姿勢を判断材料とすることも一つの方策であると考える。(第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

(6) 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見

- 法定検査を行っているところであれば、それだけ全部データを持っていると思う。過去 40 年くらいの設置届が出ている浄化槽が全部ある。ただ、そこに清掃と保守点検の記録をインプットできないという点が問題である。(第 1 回・成田委員)
- 情報提供という形で各業者からもらっているが、そこを義務化してしまってもいいのではないか。本当に情報を集めることが必要なのであれば、法律にあるか分からないが、管理者や各業者は維持管理の結果を報告しなければならないという規定を設けてしまえばいいのではないか。情報収集に重きを置くのであれば、そこまで施行してもいいのではないかと考えている。(第 2 回・長野県)
- 協力できると考える部分については、顧客データ共有による台帳整備推進、保守点検データの活用による適用への事前の判断または判定への協力がある。(第 3 回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 統一的な制度をつくってアドバイスをいただければ不可能ではない。ただ、組合で作っているものについてはできている。今は個別の業者でということになると、格差があつてなかなか難しいところが出てくるのではないかという危惧がある。(第 3 回・一般社団法人日本環境保全協会)
- 岐阜県でも過去にデジタル化台帳を作るに当たり、県、保健所等と話をしていたが、現場の情報を集めることがかなり困難であることから、業者が作業を行ったデータをそのまま台帳として反映するという意味においては、業者がデジタル化に協力することが大きく必要ではないかと考えている。その意味では業界として協力できればと考えている。(第 3 回・全国環境整備事業協同組合連合会)
- 台帳整備による、自治体、指定検査機関、保守点検業界、清掃業界の情報共有を推進する必要があり、特に広域事業展開業態である保守点検業界の連携においては、各自治体との、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルール整備も検討される必要がある。(第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

(7) その他ご意見・ご要望

(1)～(6)の論点に分類されない、その他ご意見・ご要望は以下の通り。

主なご意見
● 管理者が自分の使っている浄化槽が単独処理浄化槽か合併処理浄化槽か知らないという方が結構いるので、国からも広報活動を行ってもらえるとうれしい。(第2回・鳥取県) ● 合併処理浄化槽転換というところは、業界団体だけでなく行政としてもおそらく同じ課題で悩むところだろう。財政支援は大変重要な問題だが、財政支援があっても合併処理浄化槽に移行する方が増えるかというと、高齢化も進んでいく中、なかなか難しいと思っている。この先10年後、20年後も単独浄化槽は使えないという大きな方針が示されれば浄化槽管理者の方の考えも違ってきたり、行政としても指導しやすくなるのではないかと思う。(第3回・齋藤委員) ● 今日まで遅々として進まなかったことについては、令和元年に浄化槽法の改正によって、生活環境の保全、公衆衛生の向上ということで都道府県が特定既存単独処理浄化槽に対する認定をするということではできはるはずがない。公務多忙の中で、しかも人員が少ない中で、職員は浄化槽を見てまともな点検も、まともな調査もできかねるのではないか。そうすると、我々は団体として何十年間、施主と交流しているので、お互いに白黒も分かり、浄化槽の内容も分かるそういう者から、これだけの期限内でやれば補助金も出る、これは転換すべきであるという説明をして説得力のある条例、施策を考える必要があるのではないか。(第3回・一般社団法人日本環境保全協会) ● 法定協議会では長寿命化計画や維持管理補助などの負担が増える協議が行われるため、市町村には抵抗感があるのではないか。(中略)業界としては、法定協議会に住民が参加した場合に、維持管理の適正化よりも、住民の立場から料金面などの意見が強くなることを心配している。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会) ● 特定既存単独処理浄化槽にふさわしいということで、お得意様を裏切るような行為につながってくるのではないか。(中略)、今までの我々のお得意様に、今使っているものを即座に対応しなくてはいけないとはなかなか言いづらいというのが、我々関係団体の意見ではないか。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会) ● 浄化槽台帳未記載であり、法定検査未受検である単独処理浄化槽は多々存在している。特定既存単独処理浄化槽への措置手続対象になり得るとの不適性事項の指摘が保守点検業者から行われた場合、台帳にも載っていないようなものを我々が指摘した場合に、浄化槽管理者から保守点検契約解除等の申出がなされることも否定できないと考える。最も改善が必要な案件において、措置の妨げになる可能性が非常に高く、地下に潜ってしまうのではないかと懸念を感じる。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

2. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

以下6点の論点に対し、検討会での主なご意見を整理した。「主なご意見」に記載のご意見は、検討会の議事録から抜粋している。また、(1)～(3)の論点は、共通する課題もあることから、まとめて整理している。下記の論点に分類されないご意見・ご要望は、「(7)その他ご意見・ご要望」に整理している。

- (1) 清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとのご意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- (3) 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (4) 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す(いわゆる区域割)が必要であるのご意見があるが、どのように考えるべきか。
- (5) 維持管理(法定検査、清掃、保守点検)が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- (6) 維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。

- (1) 清掃業者・保守点検業者からの情報収集の協力を得ることが難しいとのご意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- (3) 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。

上記3つの論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見
● 法定検査を行っているところであれば、それだけ全部データを持っていると思う。過去40年くらいの設置届が出ている浄化槽が全部ある。ただ、そこに<u>清掃と保守点検の記録をインプットできないという点が問題</u>である。(第1回・成田委員) ● <u>情報提供という形で各業者からもらっているが、そこを義務化してしまってもいいのではないか。</u>本当に情報を集めることが必要なのであれば、法律にあるか分からないが、管理者や各業者は維持管理の結果を報告しなければならないという規定を設けてしまえばいいのではないかと。情報収集に重きを置くの

主なご意見

であれば、そこまで施行してもいいのではないかと考えている。(第2回・長野県)

- 法定検査の実施率向上により、保守点検契約未締結、清掃未実施への指導改善を図る。そのために、法定検査未受検浄化槽管理者に対する、受検促進活動が必要だと考える。また、台帳整備によるデータを基に自治体からの広報活動を進めて利用を図るように要望したい。それには、あくまでも統一性を持って進めていただきたい。市町村ベースではなく、県も含めて全国的に同じ考えで、同じ連携を図って情報を共有し、整備を進めていっていただきたい。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

- 組合に加入していない清掃業者は小規模事業者や高齢の事業者である場合があり、インターネット環境が整っておらず電子化への対応が困難で、なかなかデータを提供できる状況ではない場合もある。(第2回・山梨県)
- 一部の小規模事業者では費用対効果が見込めないことからいまだ電子化されていない(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 電子化への機器対応力、費用負担力の各企業における隔たりが懸念される。(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
- 全国のコアシステムができて、各都道府県や市町村が費用を出し合っているシステムが後になってできた。だが、それでも費用はかかっている。共有化の目的は達成されるが、それには費用もかかり、改修費用も年々かかるというデメリットもある。(第3回・綾織委員)
- 浄化槽台帳の精度向上のため、交付金の継続を要望する。循環型社会形成推進交付金があったことによって今年度浄化槽台帳の精査に踏み切ることができたという背景もあるので、今後も継続してもらえるとありがたい。(第2回・山梨県)

- 維持管理情報をどこまで収集するのかというところが、本当に必要なのであれば一体的に決めてほしいというものが本音である。(第2回・長野県)
- データの作成方法は各事業者により異なり、浄化槽管理者名、浄化槽設置場所住所の入力内容、データフォーマットを全て異なっていると考えてよい。自治体へのデータの提供はぜひやりたいところではあるが、かなりの割合でアンマッチングが生じることは保守点検業界としては非常に懸念している。(第3回・全国浄化施設保守点検連合会)
- 浄化槽台帳の更新や維持管理情報とのひもづけに手間と時間を要することから、今後、共通した浄化槽コードの付与や点検記録票の統一が望まれる。(第3回・一般社団法人日本環境保全協会)
- 電子化していても人手不足で作業データや台帳情報の登録が遅れている場合がある。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 自分たちの検査の中で必要な情報を得てそれを管理している。3者それぞれの必要な情報は入れられている中で、それをまたどう突合していくかということで、内部ではかなり苦労しているということを伺っている。(第3回・綾織委員)
- 電子化の課題としては、保守点検清掃業者のデータと設置届で得られる鹿児島県環境保全協会側のデータの突合が大変である。2者のデータを一元化するには、設置届受付時に設定される13桁の番号を共有することが望ましい。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)

主なご意見

- 一つのシステムを皆で使うのはなかなか難しい面があるだろうと思う。ただ一方で、形式が標準化されていれば別のソフトでも構わなくて、それぞれの項目の意味合いを皆で共有しておくという形であれば、今はそれぞれの業者がそれぞれの使い勝手のいいものを使ってはいるが、項目立てはこうする、それを吐き出したときの CSV はこのようにするというフォーマットがある程度共有化されればいいのではないか。それを業界団体としてリードしていければよいが、先ほどの回答からすると、できればもう少し全国的に、何なら国の行政から号令があったらやりやすいのではないかと(第 3 回・蛭江委員)
- 各県や各団体で使っているソフトなどを出していただいて、統一するのであればどれか最もよいものに統一する、もしくはフォーマットや項目を共通化するのであればそれを共通化すること、具体的に出していただいて比較検討していただくというのではないかと。(第 3 回・全国環境整備事業協同組合連合会)
- 区画整理等による住居表示変更時に、変更前・変更後のデータ形式の統一化と従前の住居表示等の電子データを変更後データに一括で置き換えるツールがあれば、我々としては大変助かる。(第 2 回・埼玉県)
- 情報収集の根拠の明確化で、ほかの県でもあったが、個人情報保護法の改正があった。その辺りについて、浄化槽法の改正の時に個人情報保護条例に沿った対応をすることが望ましいというような書きぶりが確か通知にあったと思うが、そのアップデートというか全国的な統一見解で行けると思うので、その辺を整備してもらえれば実際に運用する側としては助かる。(第 2 回・長野県)
- 組合に加入していない清掃業者から理解を得ることが難しい(個人情報の提供に難色を示す場合が多い)。(第 2 回・山梨県)
- 個人情報保護法上、浄化槽法上で提供を受けられるという文言がある以上そこら辺のことが問題ないということ、国から市町村へ可能であれば通知をお願いしたい。(第 2 回・埼玉県)
- 浄化槽法に根拠が明記されていないということであれば、法律に明記したほうがいい。通知文では足りないところである。(第 2 回・嶋田委員)
- 浄化槽法 49 条 2 項は「都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる」と定めていることから、市町村等は、都道府県に対して情報提供すべきと考えられるわけだが、市町村等の立場からすると、「あくまで同条文は、都道府県知事が情報提供を求めることができるという規定であって、市町村側が応じる義務が課せられているわけでもないし、個人情報保護の問題がなくなると書いてあるわけでもない」ので、積極的に情報提供することにはならない」ということなのかもしれない。そう考えると、法律の中で「市町村等は協力をしなければならない」と明示的に書き込むと、市町村等の関係者からすると、より安心できると思う。(第 2 回・嶋田委員)
- 情報提供にあたり、保守点検業者は個人情報の利用目的や提供先の同意を得ていないことが懸念され、情報提供の円滑な推進を図る上での弊害にならぬような、個人情報の取扱いに係る法整備が望まれる。(第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

- (4) 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す(いわゆる区域割)が必要であるのご意見があるが、どのように考えるべきか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見
● <u>区域割について県から市町村にコメントしたことはない。県として区域割に着目して清掃率を比較したことはない。</u>(第2回・埼玉県) ● <u>一部の地域において区域割はあるが、県として何かを言っているわけではない。</u>(第2回・長野県) ● <u>維持管理情報の収集にあたり、区域割との関係は乏しいと思われる。清掃率の向上には、区域割よりもしっかりした台帳の整備(電子化)と行政の管理強化が重要</u>(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会) ● <u>清掃率向上には保守点検業者と清掃業者の連携強化が重要</u>。鹿児島県では保守点検業者と清掃業者の連携は鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第3項(7)により要件化されている。<u>恐らくこの連携、情報の共有ができていて、清掃率が高まっているのだろうと考えている。</u>(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会) ● 一部区域割をしている地域もある。しかし、この<u>区域割をすることによって清掃率がどうだというポイント的なものはないし、徳島県としても区域割を推奨しているという実績はない。</u>(第2回・田村委員) ● 区域割を行ったから即清掃実施率が上がるというようなイメージを私は持っていない。<u>例えば一括契約をして、そういうものを全部合わせながら行っていけないと、法定検査や清掃の実施率が上がっていくことは難しいのではないかという感覚を持っている。</u>(第2回・古市委員) ● <u>区域割のメリットとデメリットで肌感覚的な話になるが、メリットとしては区域割をすると一つのところに電話したら清掃ができること、デメリットはその逆で清掃を頼んだのに行ってくれない、1か所しか清掃業者がなければそういった問題が出てくる。</u>また、清掃率を上げるために行こうと、年に1回行うとなったときに、清掃を受け入れてくれる終末処理場の老朽化によって受入れ体制が取れていないということが顕著に現れてきている。(第2回・田村委員) ● <u>今までは区域的に区割りがあったが、議会の中で市民平等の原則からすると、市民が業者を選択する自由が必要ではないかという意見も出て、私のところに幹部が来て、全市1区にしてほしいという話があり、私どもとしては行政の立場、議会の立場を理解した中で、難しい問題はあるが、各業者から署名押印もらい、今現在は全市1区にして8~10年になる。トラブルはなく、お互いに行政と組合とが円滑な連携をしている。</u>今回の単独特定既存単独処理浄化槽の問題等についても、浄化槽法に基づく維持管理の徹底についても先進的な事例として高く評価できるのではないかと。(第3回・一般社団法人日本環境保全協会)

- (5) 維持管理(法定検査、清掃、保守点検)が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見	
●	室長をはじめ幹部の方には努力していただいて今日の浄化槽行政があると思うので、私どもはそれについては高く評価したい。昨年5月25日に出された内容 ¹ 等について、県あるいは市町村を通じて十分徹底していただき、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査、この3点セットが確実に行われるようにしていただく。そういうことでないと、区域割をして清掃事業者を指定していく方向に当然なり得る可能性はあるのではないかと。しかし、現段階においては国がここまで力を入れているので、地方の行政に対しても指導をしていただくことを強くお願いしたい。(第3回・一般社団法人日本環境保全協会)
	● 法定検査未受検、保守点検契約未締結、清掃未実施においては、浄化槽管理者の経済的理由による部分も無視できない(第3回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
	● 合併処理浄化槽に対して、法定検査費用及び維持管理補助制度の期間限定ではない継続的な導入が望ましい。(第3回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
	● 実施計画の中に台帳管理は盛り込まざるを得なくなるし、台帳管理については一度作っただけではなく、常に更新という手間のかかる作業が入ってくるので、そういう体制づくりもきちんと踏まえて、一回作ってもまたそれが古いものになってしまうという過去の経験を繰り返さないようにすることも必要ではないか。(第3回・小川座長)

- (6) 維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的に活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。

上記論点に対する検討会での主なご意見は、以下の通り。

主なご意見	
●	先ほど協議会の話が出ていたが、これは参考例として地域公共交通の分野でも従前からなかなか関係者が声をかけても集まってくれないという問題があったので、地域公共交通活性化再生法では、同法に基づく法定協議会につき、参加者に参加応諾義務が課せられており、参加を要請された場合に拒むことができない仕組みになっている。浄化槽法でも、この仕組みを参考にすることで、協議会が取組のきっかけの場になっていくような仕掛けにするといいと個人的には思っている。(第2回・嶋田委員)
	● 協議会に県が直接関与していないところがかかなりあった。団体からの意見として、県の関与のあり方については今後考える上で何かあるか。私としては、都道府県が中に入って一緒にやるべきではないかとは思っている。(第3回・河村委員)

¹ 浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)(環循適発第2305255号 令和5年5月25日)

(7) その他ご意見・ご要望

(1)～(6)の論点に分類されない、その他ご意見・ご要望は以下の通り。

主なご意見
● 自治体に本気で取り組んでもらうためには、地方議会への働きかけが極めて重要だからだ。たとえば、全国都道府県議長会や市議会議長会といった地方三団体を通じて、この問題への意識を高めるような取り組みも大事ではないか。地方議会で問題になると、行政上の優先順位が高くなっていく。(第 2 回・嶋田委員)
● 全浄協の登録する浄化槽について実地検査などをするとき、実地検査だけでは情報が得にくい、全国にある法定検査の結果が利用できれば実地検査をあえてしなくてもそれを使えば全体が分かる。ものすごくお金をかけて人手をかけて得ているビッグデータを、誰が使えて誰が見られないのかがよく分からない。あるレベルの公共性のあるところがそれを使えるようにしてもらえれば、世の中は非常に進みやすくなると思う。(第 1 回・河村委員) ● 自治体への情報提供における懸念ということでは、浄化槽台帳そのものがどのように整備されているのか、地域によってかなりの差がある。県で統括して推進しているところもあれば、権限移譲して市町村にそのまま任せているというところもあると耳にしている。そうすると、広域で活動している保守点検業者としては、各市町村に対するそれぞれの対応をしなければいけない。データの管理も考えると、統一したビッグデータの作成も考慮して検討していただきたい。(第 3 回・一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会) ● 全体的な基盤整備をしっかりとすることによって、この基盤整備があるがゆえに、単独転換をしてもらえないかというふうな形に持っていけると思う。基盤整備で 100%の受検率、清掃率、保守点検率をすることによって、将来的にはそこに対する税も加えることができるのではないかと徳島県としては考えている。そこまで行くと、特定既存単独処理浄化槽を転換する話がしやすくなってくると思う。(第 2 回・田村委員) ● 本来、実施計画そのものも法律上義務となっているにもかかわらず、未策定なままで放置されてきたという実態がある。その意味では清掃についても今、法律上に 100%が明記されていないのであれば、法律自体を変える必要があるのではないかと。そしてその上で、清掃についても業者側に 100%を目指すための協力を求めていただきたい。具体的には 7 条の許可要件の中には、処理計画の遂行が入るような形で提案をしたい。(第 3 回・全国環境整備事業協同組合連合会) ● 維持管理の台帳について、一般廃棄物処理実施計画が市町村の義務としてある中で、まだ未策定がある。これが実施率を下げる大きな要因ではないかと思うので、どうして未策定になっているのかを問題としてもっと深掘りしていただいて、維持管理の徹底を許可業者も含めてどう担保していくかということをぜひ盛り込んでいただいた上で、この電子化の義務や台帳整備にもつなげていただくと、業者の責任も明確になり、今求めている様々な台帳に関する情報も集約されるのではないかと。ぜひ議論の中でそれをお願いしたい。(第 3 回・全国環境整備事業協同組合連合会) ● 清掃実施率 100%を目指すためには、今後ますます増える少人数世帯の使用者感情が大きな課題であり、法令の周知と啓発の強化が必要と考えている。(第 3 回・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
● 台帳に関しては、今、全浄連の台帳を過半数で使っていただいているという進行状況にもなっており、

主なご意見
細かいデータを入れようということになると大きく違ってくるが、今回の能登半島地震ではデジタル台帳ができていれば、もっと対応が早くできたということはある。スマホを持っていき、住所を入れるとその家の前にたどり着くというシステムにもなっている。家が壊れていると風景が変わるので、その浄化槽がどこにあるか、いつも行っている人でさえ分からないという状況があるが、いつ保守点検に行って、いつ清掃して、いつ法定検査をしたかというのも、例えば私どもは全浄連の方式でやっているが、富山県の台帳ではExcelでそれを出せば簡単に入れられる。また、法定検査を受けていれば法定検査のデータはそこにあるということで、大分進んだものではないかと思う。(第3回・上田委員)

以上